

# 空自機豪へ巡回検討

## 事実上の海外配備指摘

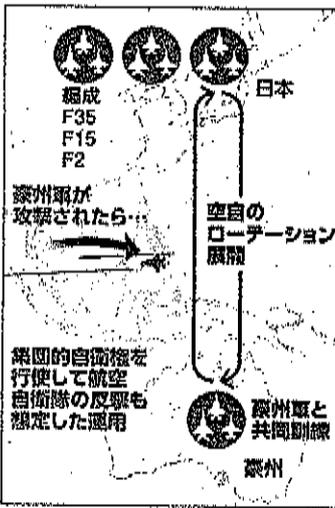
防衛省は、航空自衛隊の戦闘機をオーストラリア空軍基地に一定期間派遣するローテーション展開の検討に入った。早ければ来年度にも段階的に始める方針だが、法的根拠が乏しく、事実上の海外配備との指摘もある。

豪州軍への攻撃に集団的自衛権を行使し、自衛隊が反撃することも視野に共同訓練する。集団的自衛権の適用範囲が広がる可能性がある。▽3面

国は近年急速に安全保障面で協力関係を深めている。昨年1月には、共同訓練する際の入国手続きを簡単にする「日清化協定(RAA)」に署名。今月19日に都内で開かれた日豪防衛相会談では、RAAを適用して共同訓

練の実績を積み重ねることで一致した。ローテ展開は、一定規模の部隊を派遣し、入れ替えながら一定期間とどまらせる運用。空自の戦闘機部隊が豪州の空軍基地

地に間借りする形を想定し、広い空域で共同訓練することが目的という。期間は年間数カ月程度を見込み、F35やF15、F2を数機程度ずつ投入することを想定。防衛省



はローテ展開の目的は訓練だとしており、自衛隊の教育訓練について定めた防衛省設置法4条が法的根拠としている。

### 集団的自衛権「議論が必要」

この運用構想は政府が昨年末、安全保障関連法案の一つ、国家防衛戦略に盛り込んだものだ。これを受け、防衛省は豪州軍への攻撃に集団的自衛権を行使して反撃することも想定したローテ展開の検討に着手。8、9月には、初めて最新鋭ステルス戦闘機F35Aを豪州に4機派遣した。

ただ、2015年の安保法制では、集団的自衛権は日本と密接な関係にある国が攻撃され、日本にも明白な危険が及ぶ「存立危機事態」で一部行使が認められるとされた。豪州へのローテ展開について、軍事法に詳しい水島朝穂・早稲田大学法学学術院教授は「集団

的自衛権行使の適用場面を米国以外にも広げるのも、自衛隊は米軍の任務や機能を徐々に担わされ、日本が武力対立に関わるリスクを高める。多國間の軍事的連携の拡大について法的根拠を含めて国会での徹底した議論が必要だ」と話す。(西沢海晴)

いるのは、海洋進出を始める中国だ。ローテ展開に基づく共同訓練は、東シナ海や南シナ海、南太平洋の島々で有事の際に日本軍で共同戦闘にあたることも想定した内容になるとみられる。